

議員提出議案第 1 号

地方創生に関する特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出する。

平成 27 年 7 月 1 日

提出者	さぬき市議会議員	大 山 博 道
賛成者	さぬき市議会議員	高 嶋 正 朋
賛成者	さぬき市議会議員	中 村 聖 二
賛成者	さぬき市議会議員	多 田 照 雄
賛成者	さぬき市議会議員	江 村 信 介
賛成者	さぬき市議会議員	大 村 一 彦

## 地方創生に関する特別委員会の設置について

次のとおり、地方創生に関する特別委員会を設置するものとする。

### 記

- 1 名 称 地方創生に関する特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第6条
- 3 目 的 「さぬき市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定内容及び施策について、調査研究するため
- 4 委員定数 20人（議長を除く全議員で構成）
- 5 調査期間 「さぬき市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が完了するまで、議会の閉会中も継続して調査研究を行う。

議員提出議案第2号

公共施設に関する特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年7月1日

提出者	さぬき市議会議員	大山博道
賛成者	さぬき市議会議員	高嶋正朋
賛成者	さぬき市議会議員	中村聖二
賛成者	さぬき市議会議員	多田照雄
賛成者	さぬき市議会議員	江村信介
賛成者	さぬき市議会議員	大村一彦

## 公共施設に関する特別委員会の設置について

次のとおり、公共施設に関する特別委員会を設置するものとする。

### 記

- 1 名 称 公共施設に関する特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第6条
- 3 目 的 庁舎を含む公共施設の適正な配置と計画的な管理運営について、調査研究するため
- 4 委員定数 20人（議長を除く全議員で構成）
- 5 調査期間 庁舎を含む公共施設の適正な配置と計画的な管理運営について、議会の閉会中も継続して調査研究を行う。